

令和3年度 愛歩〈生活介護事業〉事業計画（案）

- 1 利用定員 愛歩（主たる事業所）30名（現員26名）
一会作業所（従たる事業所） 10名（現員 10名）
- 2 職員定数 18名（常勤7名、非常勤11名）
- 3 事業開始年月日 平成23年4月1日

4 事業運営計画

(1) 事業の目的と運営方針

- 社会福祉法人きまもり会が運営する指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を必要とする利用者に対して、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とします。
- 事業の実施にあたっては、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとします。
- 事業所の支援員は懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。また事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(2) 事業内容

ア 生産活動

自主製品製造と軽作業を中心とした生産活動を日中活動の一部として行い、利用者一人ひとりが生きがいを感じることができるよう支援していきます。また、下記の生産活動を通じて得た事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に還元します。

【生産活動種目】

自主製品・・・パン製造及び販売、菓子製品の製造及び販売、喫茶、名

刺・はがき印刷（パソコン入力）

下請作業・・・自動車関連部品の組み付けおよび加工、小物製品の袋詰め等、資源ごみの回収（毎週月曜日のみ）、アルミパック（牛乳パック）の収集及び分別

イ 創作活動

年間を通して、絵画等の制作及び音楽活動等の創作スペースを企画提供することにより、利用者の自己表現や個々の個性を引き出し、豊かな生活環境を構築できるよう支援してまいります。また、支援者やボランティアさん、地域住民との協力関係を深めてまいります。

余暇活動	月1回程度 全体で行います。
音楽教室	月2回 音楽講師を招いて指導を受けます。
朗読会	隔月 朗読ボランティアによる読み聞かせ会

ウ 年間行事（予定）

4月	入所式 新年度開始
5月	施設旅行
6月	歯科検診Ⅰ / あじさいコンサート 身体障害者福祉協会スポーツ大会 / アイシンフェス
7月	
8月	パラリンピック採火行事 / 職員研修Ⅰ / 健康診断Ⅰ
9月	防災訓練（地震想定）
10月	あゆみまつり
11月	
12月	歯科検診Ⅱ / クリスマス会 / 餅つき 仕事納め
1月	職員研修Ⅱ
2月	健康診断Ⅱ
3月	保護者学習会

エ 啓蒙事業

- 「社会福祉法人きまもり会」ホームページによる情報発信
- ボランティア等の積極的な受け入れ
- 市内外各種イベントへの積極的な参加

5 利用者の処遇

○個別支援計画の作成及びモニタリング、個々の利用者の希望等を聞き、障害の特性、個性に合った支援方針を検討します。

その上で利用者の個性、特性に応じた個別の目標を設定し支援計画を作成、計画的な支援を行っていきます。また、目標の達成状況を勘案しながら適宜見直しを行っていきます。

○生産活動を通じ、社会参加の面からの就労支援を行ない、一人ひとりの障害程度、特性に応じた作業種目を用意できるよう努力します。また、その作業内容については、利用者が理解できるまで支援するようにします。さらに一般就労等を希望する利用者には、施設外での実習等にも参加できるよう配慮します。

○住み慣れた地域で生活できるような地域生活支援を行なう。将来の自立生活を念頭において、社会生活に必要なソーシャルスキルの獲得、環境整備などのために必要な支援を検討し実践を図ります。

6 健康管理

○定期健康診断の実施（年2回）

○歯科検診の実施（年2回）

○体重測定（週2回）

○生活リズムの確立支援（家庭との連携協力）

○体力の増進（運動プログラム等の実施）

7 防災計画

○災害時、緊急時の避難対策の確立

○避難経路の確立と定期的な防災訓練、避難訓練の実施

○災害時は地域における障害者の避難場所とする

○利用者の緊急連絡先の把握等、連絡体制の確立

8 苦情対応

○「社会福祉法人きまもり会 福祉サービスに関する苦情解決規定」に基づ

き、福祉サービスの提供に対する利用者、保護者及び関係者からの苦情に関しては、その訴えを十分に聞き、苦情の真意を的確に把握し、誠意を持って対応します。

○必要に応じて第三者委員の助言や立会いを求め、利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ります。

- ・苦情解決責任者 愛歩施設長 興梶精視
- ・苦情受付担当者 サービス管理責任者 森田沙弥香

9 差別および虐待防止

○利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- ・差別・虐待防止責任者 愛歩施設長 興梶精視

10 日課

9:00～	出勤
9:30～	朝の会、作業（休憩10分）※適宜散歩等の運動プログラム実施。
12:00～	昼食・休憩
13:00～	作業（休憩10分）※定期的に音楽教室等のレクリエーションを実施。
15:00～	作業片付け、清掃
15:30～	退所

1 1 職員名簿

※職員名簿については非公表とさせていただきます。